

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15時00分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 13)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25201報)

2023年12月2日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [12月2日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 12月1日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 12月1日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 12月1日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 11月29日、12月1日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 12月1日] ・海水分析結果<発電所から3km以内> [採取日 11月1日、12月1日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有^り・無し (注4)</p>
その他の事項の対応(注5)	なし

(2 / 13)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2023年12月2日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/12/01 07:14	< 5.2E+00	< 4.2E+00	1.0E+02
2号機サブドレン	2023/12/01 07:25	< 1.2E+01	2.0E+01	1.2E+03
3号機サブドレン	2023/12/01 07:08	< 2.7E+00	< 3.7E+00	< 2.9E+00
4号機サブドレン	2023/12/01 07:32	< 2.5E+00	< 3.7E+00	< 3.4E+00
5号機サブドレン	2023/12/01 07:05	< 3.2E+00	< 4.6E+00	< 4.4E+00
6号機サブドレン	2023/12/01 06:55	< 4.3E+00	< 4.9E+00	< 4.8E+00
槽内深井戸	—	—	—	—

- ・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。
- ・(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

2023年12月2日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/12/01 07:32	< 2.5E+00	< 3.7E+00	< 3.4E+00
プロセス主建屋北東	2023/12/01 08:02	< 4.0E+00	< 5.1E+00	< 5.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/12/01 07:57	< 4.2E+00	< 4.2E+00	< 4.3E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/12/01 07:42	< 2.8E+00	< 3.3E+00	< 3.2E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/12/01 07:47	< 5.0E+00	< 5.4E+00	3.2E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/12/01 07:37	< 2.9E+00	< 4.0E+00	< 4.0E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/12/01 07:52	< 4.8E+00	< 5.1E+00	< 5.1E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E+00$ とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年12月2日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/12/01 07:57	5.2E+00	< 6.2E-01	4.6E+00
物置場排水路	2023/12/01 08:05	< 3.6E+00	< 6.6E-01	6.8E-01
K排水路	2023/12/01 06:00	4.3E+00	< 6.0E-01	3.9E+00
BC排水路	2023/12/01 06:00	< 3.3E+00	< 3.6E-01	< 4.8E-01
D排水路	2023/12/01 08:00	< 3.6E+00	< 5.4E-01	< 5.6E-01
5,6号機排水路*1	—	—	—	—

・不符号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $\text{O} \cdot \text{O} \pm \text{O}$ とは、 $\text{O} \cdot \text{O} \times 10^{\pm \text{O}}$ であることを意味する。

(例) $3.1\text{E}+01$ は 3.1×10^1 で 31 、 $3.1\text{E}+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 、 $3.1\text{E}-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読む。

・採取当日の降雨量は 0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

*1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年12月2日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他の放射性核種					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	2023/12/01 07:40	1.6E+04	< 3.4E-01	< 4.1E-01	< 3.8E+00	< 1.3E+00	< 4.1E-01	3.3E+00	-	
No.1-6	2023/12/01 08:00	1.5E+06	< 8.4E+01	< 8.1E+01	< 4.0E+03	< 2.1E+03	9.7E+03	5.0E+05	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9 ※1	2023/12/01 07:30	4.4E+01	-	-	-	-	-	-	9.7E+01	
No.1-11	2023/12/01 07:35	1.8E+02	< 3.0E-01	< 3.5E-01	< 3.7E+00	< 1.7E+00	6.9E-01	4.3E+01	-	
No.1-12	2023/12/01 07:50	5.9E+02	< 8.5E-01	< 9.1E-01	< 1.4E+01	< 6.8E+00	3.1E+00	1.5E+02	-	
No.1-14	2023/12/01 08:30	6.2E+03	< 2.3E-01	< 2.3E-01	< 3.0E+00	< 1.3E+00	7.6E-01	4.2E+01	-	
No.1-16	2023/12/01 07:55	6.8E+04	< 4.8E-01	< 4.0E-01	< 6.0E+00	< 2.9E+00	1.2E+00	4.2E+01	-	
No.1-17	2023/12/01 07:45	1.1E+05	< 5.1E-01	< 4.4E-01	< 6.5E+00	< 2.4E+00	8.4E-01	3.0E+01	-	

・不検出 (<:小値D) は、検出限界未満 (ND)を示す。

・測定対象外および限値中の項目は「-」と記す。

・0.0E+00とは、0.0×10⁰⁰であることを意味する。

〔例〕3.1E+01は3.1×10⁰¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻⁰¹で0.31と読み。

※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、汚濁は要検討です。全βは参考値としての意味に限定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
1,2号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/12/01 08:05	7.4E+02	< 2.9E-01	< 3.9E-01	< 2.9E+00	< 1.2E+00	< 3.6E-01	1.3E+00	-	-	-	-
No.2-7	2023/12/01 08:10	3.1E+02	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.9E+00	< 1.1E+00	< 3.0E-01	2.1E+01	4.9E+02	-	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.CE±0とは、O.O×10⁺⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+02は3.1×10²で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

※2・No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値として当該に測定。

2023年12月2日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)	
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Rb-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2023/11/29 07:13	2.7E+01	7.4E+02	-	-	-	-	-	-	9.6E+04
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不詳号 (<・小はり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O・OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31、3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1、3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。
 ・H-3以外は限定的な採取であるため、V値は実値です。全βは参考値としての後に測定。
 ※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、V値は実値です。全βは参考値としての後に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)					
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	その他放射性核種					Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)						
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Y-90 (Bq/L)									
1,2号機ウエル代イソト 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/11/29 07:09	7.0E+02	1.5E+03	< 3.0E-01	< 3.4E-01	< 2.5E+00	< 1.0E+00	< 3.1E-01	2.2E+00	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/11/29 07:05	3.1E+02	1.9E+03	< 2.5E-01	< 2.7E-01	< 2.5E+00	< 9.8E-01	< 3.4E-01	1.4E+04	5.1E+02	-	-	-	-	-	-	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O.O.E.H.Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
 (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読み。
 ・H-3以外は取込に不知らず読み。
 ※2 No.2-5、No.3-5は、採水器による誤差であるため、測定は実施せず、全βは参考値としての値に測定。

2023年12月2日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2023/12/01 07:40	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.6E-01
1F 物揚場前	2023/12/01 07:52	< 1.3E+01	< 3.0E-01	< 2.8E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/12/01 07:47	1.4E+01	< 3.6E-01	4.2E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/12/01 07:16	2.0E+01	< 4.1E-01	3.2E+00
1F 港湾口	2023/12/01 07:04	1.4E+01	< 2.6E-01	< 3.5E-01
1F 港湾中央	2023/12/01 06:55	< 1.3E+01	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内東側	2023/12/01 06:58	1.5E+01	< 3.0E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内西側	2023/12/01 06:53	1.6E+01	< 3.8E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内北側	2023/12/01 06:50	< 1.3E+01	< 3.0E-01	2.6E-01
1F 港湾内南側	2023/12/01 07:01	1.5E+01	< 3.8E-01	< 3.5E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年12月2日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/12/01 06:48	—	< 8.0E-01	< 8.7E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/12/01 07:17	1.2E+01	< 8.0E-01	< 6.3E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年12月2日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/11/01 07:10	8.3E+00	< 3.2E-01	< 9.3E-01	< 7.8E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/11/01 07:10	8.4E+00	< 3.3E-01	< 6.3E-01	< 7.8E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2023/11/01 07:15	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 2.9E-01	< 3.1E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2023/11/01 07:33	< 1.3E+01	< 3.4E-01	< 3.3E-01	< 3.0E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2023/11/01 07:42	< 1.3E+01	< 3.3E-01	< 2.7E-01	< 2.5E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2023/11/01 07:47	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 2.8E-01	< 2.1E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2023/11/01 07:59	< 1.3E+01	< 3.4E-01	< 3.0E-01	< 3.0E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2023/11/01 07:24	—	< 3.1E-01	< 3.3E-01	< 2.4E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2023/11/01 07:37	—	< 3.1E-01	< 3.6E-01	< 2.7E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2023/11/01 07:52	—	< 3.2E-01	< 3.3E-01	< 3.0E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{*1}			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・T-0-1, T-0-1A, T-0-3A, T-0-3のH-3以外は既にお知らせ済み。

^{*1} WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, H-3, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (白報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 17時 30分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25202報)

2023年12月 28日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25200報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクGに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 10時46分 ・排水終了 : 16時24分 ・排水量 : 8.39m ³ 排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。